

第1回京都市立浴場指定管理者選定委員会

日 時 平成26年7月17日（木） 午後2時～
場 所 京都市消費生活総合センター研修室

次 第

開 会

1 挨拶

- ・審議会等の公開について
- ・委員紹介
- ・委員長の選出・副委員長の指名

2 審 議

議題1 指定管理者決定までのスケジュールについて

議題2 募集要項について

議題3 指定候補者選定にかかる評価方法等について

3 事務連絡

閉 会

京都市立浴場指定管理者選定委員会委員名簿

氏 名	役 職 等
おかだ ゆきこ 岡田 幸子	市民公募委員
くらた やすお 倉田 康夫	一般社団法人京都微生物研究所参与
こなか こうじ 小中 晃司	京都府公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
なんぶ けいこ 南部 啓子	税理士
やました あつし 山下 淳	関西学院大学法学部教授

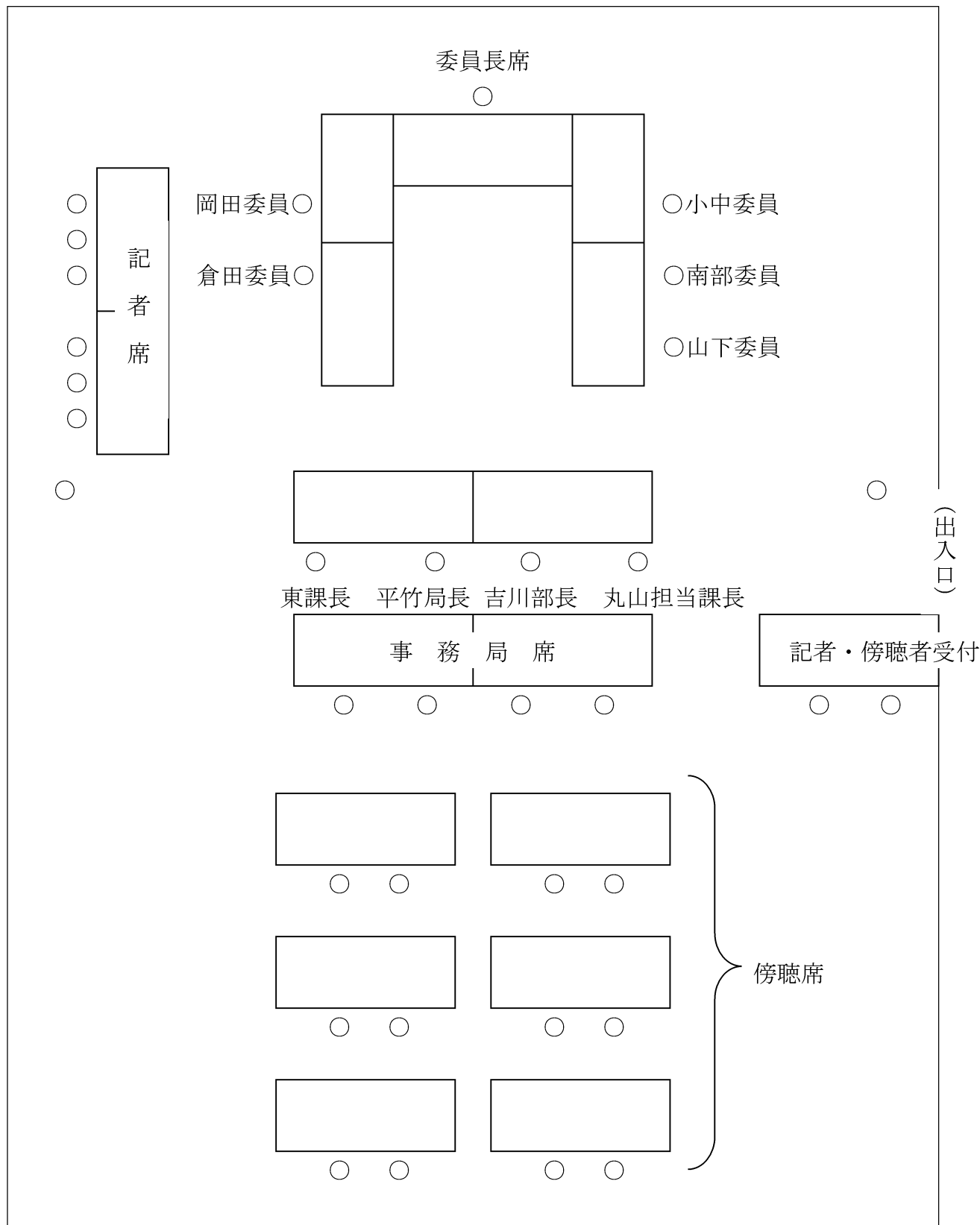
(敬称は省略させていただきます。五十音順)

第1回京都市立浴場指定管理者選定委員会座席図

日 時：平成26年7月17日（木）

午後2時～午後3時30分

場 所：京都市消費生活総合センター研修室



京都市立浴場の概要について

1 市立浴場の概要について

- (1) 大正 12 年以降，旧同和地区における住民の保健衛生の向上等を図るため，市立浴場を順次設置し，現在，13 の市立浴場（施設概要は別紙参照）がある。
- (2) 近年，改良住宅への浴室設置も徐々に進んでいる状況にあるが，いまだに大部分（約 80 パーセント）の改良住宅には浴室が設置されていないことから，住民の生活に必要な施設となっている。
- (3) 利用者の半数近くが高齢者や障害者であり，周辺住民の利用も多い。
利用者数 年間 約 37 万人(平成 25 年度)

2 市立浴場の運営について

- (1) 運営については，指定管理者制度を導入し，第 1 期指定管理期間である平成 18 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 5 年間及び第 2 期指定管理期間である平成 23 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 4 年間について，財団法人京都市立浴場運営財団を指定管理者として指定している。
- (2) 市立浴場の入浴料金については，これまで旧同和地区住民の生活実態を踏まえて，民間浴場の入浴料金と比べて低額な料金としていた経過があったが，平成 26 年 2 月に入浴料金を改定し，大人料金については，民間浴場との料金格差は解消している。
なお，現時点で格差のある中人料金についても平成 26 年度中に改定し，民間浴場との料金格差は解消する予定である。

※市立浴場と民間浴場の入浴料金比較（平成 26 年 7 月 1 日現在）

区 分	市立浴場	民間浴場
大人（中学生以上）	4 1 0 円	4 1 0 円
中人（小学生）	1 0 0 円	1 5 0 円
小人（乳幼児）	6 0 円	6 0 円

※ 入浴料金については，指定管理期間内に京都府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額が改定される場合にあつては，市立浴場の入浴料金についても同時期に同一料金に改定することとします。

3 市立浴場の今後のあり方について

- (1) 市立浴場の今後のあり方については、平成 21 年 3 月の「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からの報告により、『市立浴場は、現在でも大部分の改良住宅に浴室が設置されていないこと、また、高齢者や障害のある方の利用が多いことを踏まえ、当面、存続が必要であるが、将来的には、改良住宅の浴室設置率の向上等のまちづくりの進ちょくに応じて、そのあり方を見直すべきである』との意見をいただいている。

これを受けて、京都市においては、平成 25 年 6 月 4 日に開催の京都市会くらし環境委員会において、『市立浴場は、市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るとともに、浴室設置率が極めて低い改良住宅の適正な居住水準を確保するために、住宅の基本的機能（浴室）を補完する施設でもあることから、今後の改良住宅への浴室設置状況を踏まえて、順次廃止していく予定である』という方針を打ち出している。

この方針に基づき、平成 26 年度末に吉祥院浴場及び山ノ本浴場を、平成 27 年度末までに崇仁第一浴場を廃止する予定としている。

- (2) 市立浴場の基本的な運営について

市立浴場については、今後とも、サービス向上に取り組み、一層の効率的に運営していくことを基本とする。

- 地域に密着し、愛される浴場として運営
- 運営経費（人件費、光熱水費等）の更なる節減
- 計画的な改修の実施、既存施設及び設備の効率的な使用

4 指定管理者選定の概要等について

- (1) 指定管理者制度の概要

公の施設の管理運営について、より効果的、効率的に多様化する住民ニーズに対応するため、株式会社などの民間事業者等の能力を活用し、住民サービスの向上とともに、経費の節減等を図ることを目的とする制度である。

- (2) 京都市立浴場の次期指定管理者の選定

- 現在の指定管理者の期限が平成 26 年度末で終了するため、本年度、次期指定管理者の選定を行う。
- 選定に当たっては、一般公募を行い、京都市立浴場指定管理者選定委員会において、指定候補者の選考を行っていただく。

選定委員会の構成

委員数 6 名以内

委員の構成 学識者、利用者代表等で構成

設置根拠 京都市立浴場指定管理者選定委員会設置要綱

〇市立浴場の施設概要

								平成26年4月1日現在		
浴場名	開設年	建物面積	定休日	所在地	営業時間	利用人数 ／日 ^②	入浴料 収入 ^②	備考		
		(㎡)				(人)	(千円)			
楽 只	昭和23年	437.8	日曜日	京都市北区紫野上御輿町25番地	午後4時 ～ 午後10時	93.8	9,832	昭43移転新築 昭58移転新築 平2,9,20改修		
養 正	大正12年	471.1	日曜日	京都市左京区田中馬場町77番地	午後4時30分 ～ 午後10時30分	162.4	16,550	昭40改築 昭57移転新築 平6 介護用増設 平12改修		
錦 林	昭和3年	438.4	日曜日	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町2番地の1	午後4時30分 ～ 午後10時30分	78.5	8,108	昭40改築 昭63移転新築 平13改修		
壬 生	昭和36年	265.0	日曜日	京都市中京区西ノ京新建町12番地	午後4時30分 ～ 午後10時30分	71.6	7,298	昭51移転新築 平5,24改修		
三 条	昭和50年	350.4	日曜日	京都市東山区三条大橋東3丁目下る教業町696番地	午後4時 ～ 午後10時	119.1	12,075	平4,8,22改修		
崇仁第一	大正12年	279.5	土曜日	京都市下京区上之町4番地の1	午後4時30分 ～ 午後10時30分	75.8	7,980	昭50改築 平9改修 平成27年度中に廃止		
崇仁第二	昭和43年	426.3	月曜日	京都市下京区屋形町6番地の1	午後4時30分 ～ 午後10時30分	92.9	9,616	平2増改築 平7改修		
崇仁第三	昭和58年	654.4	日曜日	京都市下京区下之町56番地	午後4時30分 ～ 午後10時30分	85.6	9,250	昭63移転新築 平11.23改修		
山ノ本	昭和54年	173.1	日曜日	京都市南区上鳥羽山ノ本町38番地	午後4時 ～ 午後10時	21.3	2,199	平6改築 平成26年度末に廃止		
吉祥院	昭和14年	350.7	日曜日	京都市南区吉祥院這登東町47番地	午後4時 ～ 午後10時	56.7	6,111	昭58移転新築 平8改修 平成26年度末に廃止		
久 世	昭和34年	401.9	日曜日	京都市南区久世大築町66番地	午後4時30分 ～ 午後10時30分	69.2	6,243	昭58移転新築 平11改修		
改 進	平成元年	942.2	月曜日	京都市伏見区竹田狩賀町131番地	午後4時00分 ～ 午後10時00分	164.5	18,087	昭9竹田浴場と昭11深草浴場合併し、平元新築		
辰 巳	昭和35年	419.9	日曜日	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の11	午後4時30分 ～ 午後10時30分	88.3	9,384	昭57移転新築 平5改修		
計	13箇所					90.7	122,733			

京都市立浴場指定管理者決定までのスケジュール（予定）

時 期	内 容
平成 2 6 年 7 月 1 7 日（木）	第 1 回指定管理者選定委員会 （選定方法，選定基準，募集方法等の内容を審議）
8 月 1 日（金）	- 指定管理者募集要項の広報発表 - 募集要項及び申請様式の配布開始 - 質疑の受付（～ 8 月 8 日（金）） - 施設見学の受付（～ 8 月 8 日（金））
8 月 1 5 日（金）	質疑の回答
8 月 2 5 日（月）	応募の受付（～ 9 月 1 日（月））
9 月中旬	第 2 回指定管理者選定委員会 （書類審査・個人採点）
9 月下旬	第 3 回指定管理者選定委員会 （応募者からのプレゼンテーション・委員会採点・指定候補者の選考など）
1 0 月上旬	選定委員会から選定結果報告書を提出
1 0 月中旬	指定候補者となる団体を決定，広報発表
1 1 月中旬	- 指定管理者の指定議案の提案 - 仮協定者の締結
1 2 月上旬	- 指定管理者の指定議案の議決 - 指定管理者となる団体へ指定書を交付
平成 2 7 年 4 月 1 日（水）	新指定管理者による運営の開始

京都市立浴場指定管理者募集要項（案）

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

平成 2 6 年 8 月

京都市立浴場指定管理者募集要項

京都市立浴場について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を以下のとおり募集する。

1 応募の資格

応募の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人その他団体とする。

なお、複数の団体が構成するグループで応募する際には、すべての構成団体が応募資格を満たしていることが必要となる。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者、役員が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことその他契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 京都市の市税（本市に事業所がある場合）
 - エ 京都市の水道料金及び下水道使用料（本市に事業所がある場合）
- (7) 当該公の施設の所管局等の長が代表者に就任している団体でないこと。
- (8) その他、指定管理者としてふさわしくない団体でないこと。

2 施設及び業務の内容

(1) 応募の対象施設

ア 別紙1「市立浴場一覧」のとおりである。

イ 募集は、下表に記載のとおりAからEまでの5グループに分けて行う。応募はグループ単位で行い、グループ内の一部の市立浴場のみへの応募はできない。

また、複数のグループに応募することも可能である。

グループ名	募集浴場名
A	楽只浴場、養正浴場
B	錦林浴場、三条浴場
C	崇仁第一浴場、崇仁第二浴場、崇仁第三浴場
D	壬生浴場、久世浴場
E	改進浴場、辰巳浴場

(2) 業務の概要

指定管理者は、京都市立浴場条例（以下「条例」という。）及びその他関係法令等を遵守し、常に公共性の保持に努め、施設の運営及び維持管理に係る業務を実施すること。

業務範囲は、次のとおりである。

- ア 市立浴場を条例の設置目的に従って、利用に供すること。
- イ 市立浴場の施設(附属施設、附属設備及びその他物品を含む。)の清掃，定期点検等の維持管理に関すること。
- ウ 市立浴場の施設（附属施設，附属設備及びその他の物品を含む。）の小規模修繕等の保守及び安全管理に関すること。
- エ 前各号に掲げるもののほか，市立浴場の管理に関し，京都市長が必要と認めること。

(3) 施設の位置付けと今後の方向性

市立浴場は，市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るとともに，浴室設置率が極めて低い改良住宅の適正な居住水準を確保するために，住宅の基本的機能（浴室）を補完する施設でもあることから，今後の改良住宅への浴室設置状況を踏まえて，順次廃止していく予定である。

3 運営に係る基本的事項

(1) 基本的事項

ア 供用時間及び休場日

別紙１「市立浴場一覧」のとおりです。

イ 利用料金

指定管理者が，条例の定める範囲内で市長の承認を得て定めた額（京都府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額（民間浴場の利用料金）と同額）とする。

ただし，指定管理期間内に京都府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額が改定される場合にあつては，市立浴場の入浴料金についても，同時期に同一料金に改定すること。

（参考）市立浴場及び民間浴場の利用料金（平成２６年４月１日現在）

区 分	市立浴場	民間浴場（京都府知事が指定する 公衆浴場入浴料金の統制額）
大人（中学生以上）	４１０円	４１０円
中人（小学生以下）	１００円（※）	１５０円
小人（小学生未満）	６０円	６０円

※ 平成２６年度内に統制額と同額の１５０円に改定する予定。

ウ 割引回数券

民間浴場とのサービスの均衡を図るため，京都市が定める様式で民間浴場において発行されているものと同内容の割引回数券を発行すること。

なお，割引回数券は，全市立浴場において相互利用ができるものとし，相互利用における指定管理者間の利用料金の調整については，各指定管理者において行うこと。

また，割引回数券発行に係る経費については，指定管理者の負担とする。

エ 条例等が将来改正された場合は，改正条例等に従って，管理運営をすること。

(2) 指定期間

平成２７年４月１日から平成３１年３月３１日まで

ただし，崇仁第一浴場については廃止を予定しているため，平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

(3) 指定管理者の収入

ア 利用料金

利用料金の収入は指定管理者の収入とする。

イ 京都市が支出する委託料等

本市が指定管理者に対して支払う委託料の金額及び支払方法等については、指定候補者の提案を基に、本市と協議のうえ、別途締結する協定書において定めるものとする。

(4) 具体的な業務内容及びその基準

別紙2「指定管理者が行う業務内容及びその基準」を参照すること。

(5) 営業許可

市立浴場の運営に必要となる公衆浴場法第2条第1項の許可は、指定管理者が受けるものとする。なお、許可に必要な経費については、指定管理者において負担するものとする。

(6) 業務の再委託

ア 指定管理者は、専門的な技術や特定の資格などを要する業務以外は、主たる部分を包括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ京都市が認めた場合は、この限りではない。

イ 指定管理者は、委託業者の選定、契約の締結及び委託料の支払いなどについては、京都市に準じた取扱いとし、委託業者に対して、適切な指導助言を行わなければならない。

ウ 指定管理者は、指定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(7) 指定の取消等

指定管理者が行う施設管理の適正を期すために、次の場合には、必要に応じて、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

ア 指定管理者が排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合

イ 市立浴場の管理運営を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

ウ 指定に関し不正の行為があった場合

エ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

オ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき、本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合

カ 指定期間が終了するまでに、本市が施設の供用を休止し、又は廃止する場合

キ 市立浴場の管理の基準又は業務の範囲の大幅な変更等により再指定を行う場合

ク その他市立浴場の管理運営を継続することが適当でないと認められる場合

4 選定の手順

- 平成26年8月1日（金）～

募集要項の公表・配布、申請の受付



- 平成26年8月1日（金）～8日（金）

質疑の受付



- 平成26年8月15日（金）

質疑回答



- 平成26年8月25日（月）～9月1日（月）

申請書類の受付期間

- ↓
- 平成26年9月1日（月）
申請の締め切り
- ↓
- 平成26年9月中旬頃
書類選考
- ↓
- 平成26年9月下旬頃
プレゼンテーション審査，ヒアリング審査，実地調査（※1），指定候補者（※2）
の選定

※1 プレゼンテーション審査，ヒアリング審査及び実地調査は必要に応じて行う。

※2 公募により指定管理者の候補となる団体のことをいいます。

なお，申請者の評価が著しく低い場合や特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は，指定候補者に選定しない場合がある。その際は，上記の手順に関わらず，再公募等を行う場合がある。

5 応募手続等

(1) 応募方法

下記により，書類を提出すること。

ア 提出書類

「提出書類一覧」のとおり

イ 申請書類の受付期間

8月25日（月）～9月1日（月）（土曜日，日曜日及び祝日は除く。）に持参してください。受付は午前9時から午後5時までとします。

※ 書類の確認を行うので，提出に際しては，事前に電話のうえ，来庁すること。

ウ 受付場所（事前連絡先）

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

所在地：京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地の1
中信御池ビル6階

電 話：075-366-0322（市立浴場担当）

エ その他

受付期間終了後は，既に提出された書類の内容を変更することはできない。

また，申請書類に虚偽の記載があった場合は，失格とする。

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は，次のとおり行う。

ア 質疑者の資格

質疑者の資格は，本要項中「1 応募の資格」を満たす者とする。

イ 質疑の方法

質疑の方法	提出日時及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ，電子メールで送信いただくか，文書を持参してください。	① 受付期間 平成26年8月1日（金）～8日（金） 持参の場合 受付時間は午前9時から午後5時まで （土曜日，日曜日，祝日を除く。） 電子メール 受付期間内に京都市が受け取ったもの以外は無効 ② 受付場所等 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地の1 中信御池ビル6階 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課 電子メールアドレス jinken@city.kyoto.jp

ウ 回答

回答は、平成26年8月15日（金）までに回答書を質疑者全員に書面で送付するので、受領後はその旨を電話にて連絡すること。このほか、人権文化推進課のホームページ上でも公開する。

また、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨別途連絡する。

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

また、回答書は、上記場所において、9月1日（月）まで配布する。

(3) 応募書類の提出

ア 提出する書類については、「提出書類一覧」を参照すること。

イ 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守すること。

オ 応募書類の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本市の指定候補者選定の公表等において必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。また、事業計画等の応募書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります、応募者はこれに対して異議を申し立てることはできない。

カ 応募書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

キ 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(4) 施設の見学

応募施設の見学を希望する場合は、別途日時を設定しますので、質疑の受付期間内（平成26年8月1日（金）～8日（金）午前9時から午後5時まで）に電話にて申し出ること。

(5) 平面図の提供

質疑者の資格を満たす者が希望する場合は、上記質疑の受付期間及び受付場所において、指定施設の概要等がわかる平面図を提供する。ただし、平面図は、施設建設後に改修工事等を行っているため、最新のものではありません。

(6) ヒアリング、プレゼンテーション

本市が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリング、プレゼンテーションを実施することがある。

(7) 実地調査

本市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行うことがある。

(8) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(9) 応募の辞退

応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(10) その他

ア 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

イ 第三者の権利の侵害

申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切

を申請団体が負うものとする。

ウ 留意事項

応募しようとする者及び応募した者が、指定管理者の選定に関して選定委員会（※）の委員に接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合には失格とする。

※ 京都市立浴場指定管理者選定委員会

京都市立浴場に係る公の施設の指定管理者の選定等を行うに当たり、募集要項や選定基準に係る事項、事業者の選定に係る事項等を審議するため、京都市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例に基づき京都市が設置する委員会です。

6 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

本市が設置する選定委員会の意見を聴取したうえ、市長が決定する。

なお、審査の結果、該当なしとすることがある。

また、応募者が提案する委託費（事業収支計画書に掲げる指定管理料収入）が委託費の上限額（予定価格）を超える場合は失格とする。

(2) 審査項目及び評価方法

審査項目及び評価方法は、別紙3「評価方法、評価内容」のとおりである。

(3) 審査方法

応募書類に対する書類審査に加え、必要に応じて実施するプレゼンテーション審査及びヒアリング審査等の結果を基に、選定委員会が審査を行い、指定候補者、第2順位、第3順位を選定する。

※ プレゼンテーション審査及びヒアリング審査等を実施する場合は、実施日時、実施方法等について別途お知らせする。

(4) 審査結果

指定候補者の選定は、平成26年9月下旬頃の予定である。また、審査結果については、応募者全員に文書で通知する。

(5) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の概況、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表する。

(6) 仮協定書の締結

指定候補者の選定後、本市と指定候補者は仮協定書を締結するものとする。

(7) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を市会に付議し、議決を受けたうえで、指定管理者に指定し、指定書を交付する。ただし、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者が本要領に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。

なお、市会の議決を得られなかった場合においても、指定候補者が京都市立浴場管理運営事業を実施するための準備に要した費用及び提供したノウハウ等の対価等については、一切補償しない。

(8) 本協定の締結

本協定については、仮協定書の締結後、本市から本件に係る予算の成立について通知したうえ、当該予算の会計年度の開始をもって締結され、この協定書が本協定書となる。

7 業務の引継ぎ等

指定管理者に選定された者は、指定開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定開始日までに業務引継及び必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用は、指定管理者に選定されたものが負担すること。

また、指定期間が終了するとき（継続して指定された場合を除く。）または、指定が取り消されたときは、本市が特に支障がないと認めた場合を除き、速やかに施設を現状に回復するとともに、次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるように十分な引継ぎを行うこと。

8 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しない場合がある。

9 問い合わせ先

(1) 所在地

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地の1 中信御池ビル6階
京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

(2) 電 話 075-366-0322

(3) F A X 075-366-0139

(4) 担当者 奥井，遠藤

市 立 浴 場 一 覧

グループ名	浴 場 名	所 在 地	開設日	定休日	営業時間	建物面積（㎡）
A	京 都 市 立 楽 只 浴 場	京都市北区紫野上御輿町 25 番地	昭和 2 3 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	437.8 鉄筋コンクリート平屋
A	京 都 市 立 養 正 浴 場	京都市左京区田中馬場町 77 番地	大正 1 2 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	471.1 鉄筋コンクリート平屋
B	京 都 市 立 錦 林 浴 場	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 2 番地の 1	昭和 3 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	438.4 鉄コ(上, 下各 1)
B	京 都 市 立 三 条 浴 場	京都市東山区三条大橋東 3 丁目下る教業町 696 番地	昭和 5 0 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	350.4 鉄筋コンクリート平屋
C	京都市立崇仁第一浴場	京都市下京区上之町 4 番地の 1	大正 1 2 年	土曜日	16:30 ～ 22:30	279.5 鉄筋コンクリート平屋
C	京都市立崇仁第二浴場	京都市下京区屋形町 6 番地の 1	昭和 4 3 年	月曜日	16:30 ～ 22:30	426.3 鉄筋コンクリート平屋
C	京都市立崇仁第三浴場	京都市下京区下之町 56 番地	昭和 5 8 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	654.4 鉄コ(上 1, 下 2)
D	京 都 市 立 壬 生 浴 場	京都市中京区西ノ京新建町 12 番地	昭和 3 6 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	265.0 鉄筋コンクリート平屋
D	京 都 市 立 久 世 浴 場	京都市南区久世大築町 66 番地	昭和 3 4 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	401.9 鉄筋コンクリート平屋
E	京 都 市 立 改 進 浴 場	京都市伏見区竹田狩賀町 131 番地	平成 元 年	月曜日	16:00 ～ 22:00	942.2 鉄筋コンクリート平屋
E	京 都 市 立 辰 巳 浴 場	京都市伏見区醍醐外山街道町 21 番地の 11	昭和 3 5 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	419.9 ブロック一部鉄コ平屋
	計		1 1 箇所			

指定管理者が行う業務内容及びその基準

1 施設の位置付けと今後の方向性

市立浴場は、市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るとともに、浴室設置率が極めて低い改良住宅の適正な居住水準を確保するために、住宅の基本的機能（浴室）を補完する施設でもあることから、今後の改良住宅への浴室設置状況を踏まえて、順次廃止していく予定である。

2 業務従事者の配置基準

- (1) 市立浴場の円滑な管理運営を図るため、常時、各浴場に入浴料金収納業務として1名以上、ボイラー運転業務として1名以上、浴室、脱衣室の整理・清掃業務として1名以上の職員が従事している体制とする。

なお、営業開始前の準備作業や営業開始後の混雑時間帯の対応等が円滑に行われるよう、従事する職員を増員すること。

- (2) 各浴場には、業務を統括する責任者を置き、責任体制を明確にすること。

3 市立浴場の管理運営に係る業務基準

(1) 管理、運營業務

ア 関係法令に基づく施設の維持管理業務

関係法令等に基づき、次の点検を行い、京都市に報告すること。

なお、所管官庁等から指摘があった場合、直ちに京都市に報告し、改善措置について協議すること。点検に要する費用は委託料に含むものとする。

(ア) 防火管理者の配置・消防設備点検の実施

施設管理に必要な防火管理者について、必要な免許を有した者から選任し、所管する消防署に届け出ること。また、消防法に基づき、防災計画の作成及び消防用設備点検を実施し、所管する消防署に届け出ること。

(イ) 電気事業法に基づく電気設備点検

電気事業法に基づき、自家用電気工作物受変電設備等の電気設備点検を実施し、所管官庁に報告を行うこと。

(ウ) 受水槽、高架水槽の清掃及び水質測定

(エ) 公衆衛生面等に関する点検等

指定管理者は、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例」及び「京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準に関する条例」等に定められた基準により、必要な点検・報告を実施し、常に施設の適切な環境衛生の維持に努めること。

イ 施設内の各種設備の点検・調整業務

(ア) ボイラー等の設備機器の点検・調整

指定管理者は、温水ボイラー、ろ過機、ポンプ等の設備機器について定期的に専門業者による点検を実施したうえで、常に良好な状態で使用できるようにすること。

(イ) 空調設備の点検・調整

指定管理者は、空調設備について定期的に専門業者による点検・調整を実施したうえで、常に良好な状態で使用できるようにすること。

ウ 保安業務

市立浴場内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を防止し、財産の保全を図ること。

エ 清掃業務

市立浴場の建物及び敷地内について、常に清潔に保ち環境衛生に留意して、日常清掃、定期清掃を適切に行うこと。

オ 緑地管理業務

敷地内緑地について、浴場の美観等を損なわないよう、必要に応じて樹木剪定及び除草作業等を行うこと。

カ 物品の管理

指定管理者は、市立浴場の運営に関し、京都市が貸与する市有物品及び市有外物品について、京都市が示す台帳及び管理帳票等を備え、善良な管理者の注意をもって管理すること。

キ 修繕業務

(ア) 1件当たり30万円以下の軽微な修繕については、指定管理者において行うものとする。

(イ) 施設の休業を伴う大規模な修繕及び市立浴場の機能に著しい影響を与える改修等については、京都市と協議するものとする。

ク 福祉風呂の運営

養正浴場及び改進黨場においては、福祉風呂（自力で入浴が困難な方に御利用いただく施設）の運営を行うこと。

- ・養正浴場…別室に介護専用浴槽（座位入浴リフト1機を備え付け）を設置
- ・改進黨場…別室に特殊浴槽（1人用 車椅子に乗車したまま入浴できる浴槽）を設置

ケ 管理運営に係る事務スペース

市立浴場の管理運営に当たり必要となる事務は、市立浴場内において行うこと。

コ 損害賠償責任保険について

指定管理者は、損害賠償責任に対応するため、管理業務を開始するまでに施設賠償責任保険の保険契約を締結し、指定の期間中、当該保険に引き続き加入すること。

(2) 危機管理対応

ア 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態及び不測の事態に対しては、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、京都市をはじめとする関係機関に通報するとともに、京都市に準じた対応を行うこと。

イ 予防対策

危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

(3) 環境への配慮

指定管理者は、施設の管理運営に当たって、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うこと。

(4) 高齢者や障害ある方にとって利用しやすい浴場となるような取組

指定管理者は、高齢者や障害のある方の利用が多いという市立浴場の実態を踏まえ、高齢者や障害のある方が利用しやすい浴場となるような取組を実施すること。

(5) 接遇・応対サービスの向上に向けた取組

指定管理者は、利用者の接遇・応対サービスの向上に向けた取組を実施すること。

(6) 京都市主催事業等への協力

指定管理者は、京都マラソン等の京都市主催事業の際に、京都市から依頼した一部の市立浴場において、臨時営業等に協力すること。

※京都マラソン2014における臨時営業（振替営業）実績

- ・三条浴場（臨時営業）
- ・崇仁第一浴場（営業時間変更）
- ・崇仁第二浴場（営業時間変更）
- ・崇仁第三浴場（臨時営業）

(7) 利用者の満足度の把握

指定管理者は、年1回以上の利用者アンケートやモニター調査の実施により、利用者の満足度や苦情などの把握に努め、運営及びサービス内容の改善に反映させること。
また、その調査結果を本市へ報告すること。

4 事業計画・事業報告

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、次年度の事業計画書を毎年度8月末までに作成し、提出する。
事業計画書の作成に当たっては、以下の内容を記載し、京都市と調整を図ること。

ア 事業計画

イ 収支予算書

(2) 事業報告書の提出

ア 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、市立浴場運営業務に関し、次の事項を記載した事業報告書を提出するものとする。

(ア) 事業の実施状況及び施設の利用状況

(イ) 経費の収支計算

(ウ) 利用者の満足度や苦情等の把握とサービスの改善への反映状況

(エ) その他京都市が必要と認める事項

イ その他定例報告等

指定管理者は、市立浴場の管理運営業務に関し、次の事項の報告を行うこと。

(ア) 利用者数及び光熱水費の使用量等の状況（毎月）

(イ) 業務に係る収入及び支出の内訳（四半期ごと）

(ウ) 施設の管理運営に関し、法令違反となる行為があったとき（随時）

(エ) その他施設の管理運営の状況を把握するために必要な事項（随時）

5 委託費に関する事項

委託費の上限額（予定価格）

指定管理者募集に当たり、指定期間（平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間）において、各グループに属する市立浴場の管理のために支払う委託費の上限額（予定価格）は、次のとおりとする。

グループ名	管理を行う浴場	上限額（予定価格） （4年間総額）
A	楽只浴場・養正浴場	275,521千円
B	錦林浴場・三条浴場	260,043千円
C	崇仁第一浴場・崇仁第二浴場・崇仁第三浴場	284,486千円
D	壬生浴場・久世浴場	232,851千円
E	改進黨場・辰巳浴場	288,160千円

※1 上記の金額には、消費税及び地方消費税を含んでいる。

また、事業所税等の諸税についても課税される可能性がある。

※2 予定価格は、4年間に支払う総額である。

※3 申請団体は、上記の上限額（予定価格）の範囲内で、収支計画を作成すること。
上限額（予定価格）を超える場合は失格とする。

※4 京都市が各年度に支払う指定管理料の金額及び支払い方法は、指定候補者として選定された申請団体の収支計画を基に、予算の範囲内で双方協議のうえ協定書において定めるものとする。

6 その他

(1) 法令等の遵守

市立浴場の管理運営に当たり、次の関係法令はもとより、各種法令を遵守すること。

- ア 地方自治法及び同法施行令
- イ 公衆浴場法及び同法施行規則
- ウ 京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例
- エ 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- オ 京都市立浴場条例
- カ 京都市会計規則，京都市物品会計規則
- キ 個人情報の保護に関する法律
- ク 京都市情報公開条例，京都市個人情報保護条例
- ケ 建物管理に関する各種法令，消防法，労働安全衛生法，その他の法令及び京都市が定める各種マニュアル，広報に関する取決め

(2) 個人情報保護及び秘密保持義務

指定管理者は，京都市個人情報保護条例の規定に準拠し，市立浴場の利用者等に係る個人情報を保護するため必要な措置を講じるものとする。

また，指定管理者の役員及び職員は，市立浴場の管理運営業務に関し知り得た秘密を漏らし，又は自己の利益のために利用してはならない。また，指定管理者の指定期間が満了し，若しくは指定を取り消され，又はその職務を退いた後においても同様とする。

(3) 情報公開

指定管理者は，市立浴場の管理運営に係る情報の公開に努めなければならない。

(4) 業務の休廃止

指定管理者は，市立浴場の管理運営及び事業を休止し，又は廃止しようとするときは，あらかじめ京都市の承認を受けなければならない。

(5) 原状回復及び事務引継ぎ

指定管理者は，指定期間が終了するとき（継続して指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは，本市が特に支障がないと認めた場合を除き，速やかに施設を原状に回復するとともに，次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるように十分な引継ぎを行うものとする。この場合における経費は，指定管理者の負担とする。

なお，指定管理者が前指定管理者から業務の引き継ぎ受ける場合において必要となる経費については，指定管理者において負担するものとする。

(6) 京都市による調査等

京都市は，地方自治法第244条の2第10項の規定により，指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため，指定管理者に対して，当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め，実地に調査し，又は必要な指示をすることができる。

また，地方自治法第199条第7項の規定に基づく，監査委員による監査，同法第252条の37第4項の規定に基づく包括外部監査人による監査，同法施行令第158条第4項の規定に基づく会計管理者による検査を行うことがある。

(7) リスクの管理区分

リスクの種類	内 容	負担区分	
		本 市	指定管理者
制度改正等関連	本事業に直接関連する法令等の変更	○	
	指定管理者自身に関係する法令等の変更		○
施設設備の損傷	指定管理者による管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	○	
施設設備の改良・修繕	施設の構造の改良及び大規模改修，又は設備の改良及び大規模修繕	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	1件30万円以下の軽微な修繕		○
	上記以外のもの	協議事項	
災害時における初期対応	待機，連絡体制確保，被害調査・報告，応急処置	指示	○
不可抗力	天災等の自然災害等による市整備の施設設備の損害等	○	
	天災等の自然災害等による指定管理者整備の施設設備の損害等		○
	天災等の自然災害等により第三者に及ぼした損害等	協議事項	
管理運営経費の増加	物価上昇や電気，ガス，水道料金の価格上昇等の京都市以外の要因による管理運営経費の増加，利用者減による入浴料収入の減少		○
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
苦情への対応	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外の場合	○	

提出書類一覧

I 事業者の概要・財務状況等

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
I - 1	申込書	(1) 指定管理者指定申請書 [様式 I - 1 - (1)]	2
		(2) 指定管理者指定申請者連絡先 [様式 I - 1 - (2)]	2
I - 2	事業者の概要	(1) 団体の沿革 [様式任意] * 既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの	2
		(2) 代表者の履歴 [様式任意]	2
		(3) 役員名簿 [様式任意] * 既存のものでも可。ただし、他団体の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する。	2
		(4) 団体の概要 [様式任意] * 既存のものでも可	2
		(5) 団体運営に関する資料 [様式任意] * 経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料を添付する。	2
I - 3	定款(又は規約等)	最新のもの [様式任意]	2
I - 4	法人登記簿謄本	現在事項全部証明書 応募申込日前 3 箇月以内に発行されたもの	1
I - 5	印鑑証明書	応募申込日前 3 箇月以内に発行されたもの	1
I - 6	決算書等	最近 3 年間の決算書類 [様式任意] * 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 * 現在経営（運営受託施設を含む。）施設の決算書類も含む。	2
I - 7	納税証明書等	平成 26 年 4 月 1 日以降に発行された直近 2 年分の原本 ア 国税（法人税及び消費税） 未納のないことの証明書 イ 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税） ウ 水道料金・下水道使用料納付証明書	1
I - 8	誓約書	京都市暴力団排除条例施行規則第 4 条に定める利益付与処分に係る誓約書 [様式 I - 2]	1

Ⅱ これまでの事業実績等

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅱ - 1	公衆浴場運営事業の実績	公衆浴場運営事業における実績 [様式任意] ＊ これまでに公衆浴場運営事業をしている場合に記入する。(受託している事業を含む) ＊ 事業運営の活動状況等を具体的に記載する。 ＊ 施設の特徴等を含む運営実績, パンフレット等があれば添付する。	2

Ⅲ 事業運営に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅲ - 1	管理運営の方針及び理念	施設運営の方針及び理念 [様式Ⅲ - 1] ＊ 浴場設置の目的に照らし, どのような取組を行うか等の基本的な方針及び理念を記載する。 ＊ 市民参加の推進や利用率向上に向けた方策について記載する。	2
Ⅲ - 2	管理運営体制の考え方	管理運営体制の考え方 [様式Ⅲ - 2] (1) 職員の配置 ＊ 職種別の職員数, 経験年数, 兼務等の職員配置の考え方を具体的に記載する。 (2) 施設の維持管理体制及び方法 ＊ 施設及び設備の維持管理, 清掃等の体制について具体的に記載する。 (3) 環境面・衛生面の配慮 ＊ 浴場運営に当たって, 環境面への配慮及び公衆衛生の確保, 向上についての考え方を具体的に記載する。	2
Ⅲ - 3	運営規定	今回募集する施設を実際に運営する際の運営規定の案 [様式任意]	2
Ⅲ - 4	職員の労働条件の考え方	就業規則等 (給与規定含む) [様式任意]	2
Ⅲ - 5	サービス向上の取組の考え方	サービスの質の確保及び向上策 [様式Ⅲ - 3] ＊ 適切なサービスの検討及び利用者ニーズの把握, 事業への反映方法について記載する。 ＊ 苦情の受付やその対応策について具体的に記載する。 ＊ 高齢者や障害のある方にとって利用しやすい浴場となる取組について記載する。 ＊ 接遇・応対に関するサービスの充実策について記載する。	2

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅲ - 6	危機・安全管理に関する考え方	危機・安全管理に関する考え方〔様式Ⅲ - 4〕 ＊ 事故防止，災害への防止策及び対応策等，危機・安全管理に関する考え方を記載する。	2
Ⅲ - 7	人材確保・育成の考え方	人材確保・育成の考え方〔様式Ⅲ - 5〕 (1) 人材確保・採用計画の考え方について記載する。 (2) 人材育成・研修計画の考え方について記載する。	2
Ⅲ - 8	個人情報保護・情報公開請求の取組	個人情報保護・情報公開請求の取組〔様式Ⅲ - 6〕 ＊ 個人情報保護の取組方法について記載する。 ＊ 情報公開の取組について記載する。	2

Ⅳ 前指定管理者の従業員の継続雇用に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅳ - 1	前指定管理者の従業員の継続雇用	前指定管理者の従業員の継続雇用〔様式Ⅳ - 1〕 ＊ 前指定管理者の従業員のうち，継続就労を希望する職員に対する雇用の取組を記載する。	2

Ⅴ 経営管理に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅴ - 1	中長期的な経営方針	施設運営において，サービスの質の確保と経営の効率性のバランスをどのように図っていくかという観点から計画を策定する。〔様式Ⅴ - 1〕	2
Ⅴ - 2	事業収支計画書	今後4年間の収支見込〔様式Ⅴ - 2 - (1)～(5)〕 ＊ 応募するグループごとに作成してください。 ＊ 今後4年間の利用料金収入については，想定する利用者数に，大人410円，中人150円，小人60円を乗じて算定してください。 ただし，今後4年間の利用料金については，物価統制令及び同令施行令の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の改定が実施された場合，同時期に同一料金に改定していただきます。 ＊ 前指定管理者従業員の継続雇用による委託費の加算が見込まれる場合であっても，加算額を指定管理料の中を含めないようにしてください。	2

(あて先) 京 都 市 長

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条及び京都市立浴場指定管理者募集要項に基づき、指定管理者の指定について以下のとおり申請します。

記

1 申請の内容

(ふ り が な) 申 請 団 体 の 名 称				印
(ふ り が な) 代 表 者 名				印
(ふ り が な) 主たる事務所の所在地				
申 請 する 施 設 の 名 称	☐	A	楽只浴場・養正浴場	
	☐	B	錦林浴場・三条浴場	
	☐	C	崇仁第一浴場・崇仁第二浴場・崇仁第三浴場	
	☐	D	壬生浴場・久世浴場	
	☐	E	改進黨場・辰巳浴場	

- ※ 応募するグループについて□にチェックをして下さい。
- ※ 各グループ内の一部の浴場についてのみの応募はできません。
- ※ 複数のグループに応募することができます。その場合、応募グループごとに申請書のほか必要書類を提出してください。

2 提出書類

Ⅰ 事業者の概要・財務状況等に係る書類

- (1) 指定管理者指定申請書 2部
- (2) 指定管理者指定申請者連絡先 2部
- (3) 団体の沿革 2部
- (4) 代表者の履歴 2部
- (5) 役員名簿 2部
- (6) 団体の概要 2部
- (7) 団体運営に関する資料 2部
- (8) 定款（又は規約等） 2部
- (9) 法人登記簿謄本 1部
- (10) 印鑑証明書 1部
- (11) 決算書等 2部
- (12) 納税証明書等 1部
- (13) 誓約書 1部

Ⅱ これまでの事業実績等に係る書類

- (1) 公衆浴場運営事業の実績 2部

Ⅲ 事業運営に関する計画に係る書類

- (1) 管理運営の方針及び理念 2部
- (2) 管理運営体制の考え方 2部
- (3) 運営規定 2部
- (4) 職員の労働条件の考え方 2部
- (5) サービス向上の取組の考え方 2部
- (6) 危機・安全管理に関する考え方 2部
- (7) 人材確保・育成の考え方 2部
- (8) 個人情報保護・情報公開請求の取組 2部

Ⅳ 前指定管理者の従業員の継続雇用に関する計画に係る書類

- (1) 前指定管理者の従業員の継続雇用 2部

Ⅴ 経営管理に関する計画に関する書類

- (1) 中長期的な経営方針 2部
- (2) 事業収支計画書 2部

指定管理者指定申請者連絡先

申 請 団 体 の 名 称			
主たる事務所の所在地			
主 たる 事 務 所 の 連 絡 先	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	電子メール ア ド レ ス		
主たる事務所における 担 当 者 名 ※2			
申 請 に 係 る 連 絡 先 ※1	事 務 所 の 所 在 地		
	連 絡 先	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		電子メール ア ド レ ス	
	担 当 者 名 ※2		
緊 急 連 絡 先 ※3	電 話 番 号		
	担 当 者 名 ※2		

※1 申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は，記入不要。

※2 担当者名については，実務担当者を含め複数人記入すること（緊急連絡先を除く）。
また，ふりがなを振ること。

※3 緊急連絡先については，常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

第 1 号様式（第 4 条，第 5 条及び第 7 条関係）

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあつては，主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあつては，名称及び代表者名） 電話 ー ⑩

誓約者が京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる者について記入してください。

(1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは，市長等が指定する使用人に限る。）

(2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは，市長等が指定する使用人に限る。）

Ⅲ 事業運営に関する計画

1 管理運営の方針及び理念

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

2 管理運営体制の考え方

(1) 職員の配置

(2) 施設の維持管理体制及び方法

(3) 環境面・衛生面への配慮

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

5 サービス向上の取組の考え方

- (1) 適切なサービスの検討，利用者ニーズの把握，事業への反映方法について
- (2) 苦情の受付及び対応の方法
- (3) 高齢者や障害のある方にとって利用しやすい浴場となる取組について
- (4) 接遇，応対に関するサービスの充実等について

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

6 危機・安全管理に関する考え方

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

7 人材確保・育成の考え方

(1) 人材確保・採用計画の考え方

(2) 人材育成・研修計画の考え方

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅲ 事業運営に関する計画

8 個人情報保護・情報公開請求の取組

(1) 個人情報の保護についての考え方

(2) 情報公開についての考え方

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

Ⅳ 前指定管理者の従業員の継続雇用に関する計画

前指定管理者の従業員の継続雇用

継続就労を希望する職員に対する雇用の取組

※ 募集方法（前指定管理者従業員への意向調査，面接時期など），雇用条件（給与，勤務時間，休暇，業務内容など），雇用予定人数及び継続雇用の予定期間などについて具体的に記載してください。

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載しても良い。

V 経営管理に関する計画

1 中長期的な経営方針

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載しても良い。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位：円)

※ 内訳欄には、「人浴料金×想定利用人数」を記入する。

※ その他の欄については、以下の欄に各項目ごとに具体的に記入する。

イ 支出

(単位：円)

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位：円)

項	目	金 額	内 訳
入浴料金（大人）		@410 円×	人
入浴料金（中人）		@150 円×	人
入浴料金（小人）		@60 円×	人
指定管理料			
その他			
合 計			

※ その他の欄については、以下の欄に各項目ごとに具体的に記入する。

(単位：円)

費 目	金 額	概 要
合 計		

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位:円)

項	目	金 額	内 訳
入浴料金（大人）		@410 円×	人
入浴料金（中人）		@150 円×	人
入浴料金（小人）		@60 円×	人
指定管理料			
その他			
合 計			

※ その他の欄については、以下の欄に各項目ごとに具体的に記入する。

(単位:円)

費	目	金 額	概 要
合	計		

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位:円)

※ 内訳欄には、「人浴料金×想定利用人数」を記入する。

※ その他の欄については、以下の欄に各項目ごとに具体的に記入する。

(単位:円)

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位:円)

項	目	金 額	内 訳
入浴料金（大人）		@410 円×	人
入浴料金（中人）		@150 円×	人
入浴料金（小人）		@60 円×	人
指定管理料			
その他			
合 計			

※ その他の欄については、以下の欄に各項目ごとに具体的に記入する。

(単位:円)

費	目	金 額	概 要
合	計		

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の概要を記入する。

[別紙 3]

京都市立浴場指定候補者審査項目

今回、申請者から提出された書類については、以下の項目に基づき審査を行います。
なお、審査の基準については、別添資料のとおりとします。

1 現時点における申請者の状況等

(1) 指定管理者としての適格性、能力

- ① 事業運営の活動内容及び状況
- ② これまでの事業実績
- ③ 経営能力（組織、人材、専門性、技術力等）

2 今回募集する施設に関する事業運営計画

(1) 施設運営の考え方

- ① 管理運営方針及び理念
- ② 管理運営への市民参加の推進方法

(2) 施設の維持管理体制

- ① 建物・設備の維持管理方法
- ② 職員の体制、技能
- ③ 環境面及び衛生面への配慮

(3) サービス向上の取組

- ① 利用者ニーズの把握及び事業への反映方法
- ② 苦情の受付及び対応の方法
- ③ 研修、人材育成についての考え方
- ④ 高齢者や障害のある方にとって利用しやすい浴場となるような取組
- ⑤ 接遇・応対に関するサービスの充実策

(4) その他

- ① 事故防止、非常災害時への対応策
- ② 個人情報保護・情報公開についての考え方
- ③ その他の取組

(5) 前指定管理者の従業員の継続雇用

- ① 継続就労を希望する職員に対する雇用の取組

3 経営計画

- (1) 収支計画の妥当性
- (2) 財政運営の効率化の取組

4 提案価格

指定管理料の提案金額の多寡

指定候補者の評価方法

京都市立浴場における指定候補者について、事業計画書等の内容を、以下の評価方法に基づき評価し、本浴場の指定候補者として選定する。

1 評価方法

評価に当たっては、応募者の適性、事業実績、経営能力、提案価格など、多様な観点で評価を行い点数化する、総合評価方式を採用する。

2 評価項目

(1) 評価

評価項目は、①指定管理者としての適格性、能力、②事業運営計画（施設運営の考え方、施設の維持管理体制、サービス向上の取組、その他）、③前指定管理者の従業員の継続雇用、④経営計画、⑤提案価格の5項目とする。

(2) 点数配分

本浴場の設置目的やこれまでの経過、運営及び維持管理等に係る要素を考慮し、指定管理者としての適格性・能力、経営計画、提案価格を特に重要な項目として点数配分を設定する。

3 決定、公表

- (1) 各評価項目の点数を総合したものを当該申請者の合計点とし、合計点が最も高い者を指定候補者に選定する。
- (2) 同点となった者が2団体以上ある場合は、重要度の高い評価項目の点数が高い者を指定候補者に選定する。
- (3) 指定管理者となった者に係る各項目の評価及び合計点は、指定候補者決定後公表する。

評価項目，評価内容

評価項目		評価内容	得点	係数	配点
①指定管理者としての適格性，能力		1 事業運営の活動内容及び状況	3	2	6
		2 これまでの事業実績	3	2	6
		3 経営能力（組織，人材，専門性，技術力等）	3	2	6
②事業運営計画	施設運営の考え方	1 管理運営方針及び理念	3	1	3
		2 管理運営への市民参加の推進方法	3	1	3
	施設の維持管理・運営体制	1 建物・設備の維持管理方法	3	1	3
		2 職員の体制，技能	3	1	3
		3 環境面及び衛生面への配慮	3	1	3
	サービス向上の取組	1 利用者ニーズの把握及び事業への反映方法	3	1	3
		2 苦情の受付及び対応の方法	3	1	3
		3 研修，人材育成についての考え方	3	1	3
		4 高齢者や障害のある方にとって利用しやすいような浴場となるような取組	3	1	3
		5 接遇・応対に関するサービスの充実策	3	1	3
	その他	1 事故防止，非常災害時への対応策	3	1	3
		2 個人情報保護・情報公開についての考え方	3	1	3
③前指定管理者の従業員の継続雇用		1 継続就労を希望する職員に対する雇用の取組	3	3	9
④経営計画		1 収支計画の妥当性	3	3	9
		2 財政運営の効率化の取組	3	3	9
運営点合計（A）					8 1

<u>価 格 点（B）</u>	1 9 点×（最低価格を提示した事業者の提案価格）／（当該事業者の提案価格） ※小数点第 1 位を四捨五入	1 9
-----------------	--	-----

合 計 【(A) + (B)】	1 0 0
-----------------	-------

京都市立浴場条例

（設置）

第1条 市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るため、市立浴場（以下「浴場」という。）を設置する。

2 浴場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第2条 浴場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 浴場の供用に係る業務
- (2) 浴場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（供用時間及び供用しない日）

第3条 浴場の供用時間及び浴場を供用しない日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用制限）

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、浴場の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

（利用料金）

第5条 浴場を利用する者（次条第1項の回数券により利用する者を除く。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、物価統制令第4条の規定による統制額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（回数券）

第6条 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 回数券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割引いて指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の京都市立浴場条例第6条第2項の規定による承認の申請その他地方自治法

第244条の2第3項に規定する指定管理者が回数券を発行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用料金の承認の申請その他指定管理者に浴場の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
京都市立楽只浴場	京都市北区紫野上御輿町25番地
京都市立錦林浴場	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町2番地の1
京都市立養正浴場	京都市左京区田中馬場町77番地
京都市立壬生浴場	京都市中京区西ノ京新建町12番地
京都市立三条浴場	京都市東山区三条大橋東3丁目下る教業町696番地
京都市立崇仁第一浴場	京都市下京区上之町4番地の1
京都市立崇仁第二浴場	京都市下京区屋形町6番地の1
京都市立崇仁第三浴場	京都市下京区下之町56番地
京都市立吉祥院浴場	京都市南区吉祥院這登東町47番地
京都市立山ノ本浴場	京都市南区上鳥羽山ノ本町38番地
京都市立久世浴場	京都市南区久世大築町66番地
京都市立辰巳浴場	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の11
京都市立改進黨浴場	京都市伏見区竹田狩賀町131番地

別表第2（第3条関係）

名称	供用時間	供用しない日
京都市立楽只浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立錦林浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立養正浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立壬生浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立三条浴場	午後3時30分から午後10時30分まで	日曜日
京都市立崇仁第一浴場	午後4時から午後11時まで	土曜日
京都市立崇仁第二浴場	午後4時から午後11時まで	月曜日
京都市立崇仁第三浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立吉祥院浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立山ノ本浴場	午後4時から午後10時まで	日曜日
京都市立久世浴場	午後4時30分から午後11時まで	日曜日
京都市立辰巳浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立改進黨浴場	午後4時から午後11時まで	月曜日

京都市立浴場指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市立浴場に係る京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する委員会として、京都市立浴場指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会は、委員は6人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 条例第18条第1項に規定する市長が定める期間は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局市民生活部人権文化推進課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。